

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年7月25日条例第23号）

最終改正:令和3年3月26日条例第15号

改正内容:令和3年3月26日条例第15号 [令和3年3月26日]

○岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例

昭和53年7月25日条例第23号

改正

昭和57年3月31日条例第10号
昭和57年12月28日条例第42号
昭和61年7月15日条例第20号
平成3年7月2日条例第22号
平成15年3月31日条例第10号
平成16年3月29日条例第6号
平成17年3月25日条例第9号
平成18年6月22日条例第24号
平成19年3月28日条例第6号
平成19年12月20日条例第17号
平成20年9月30日条例第25号
平成26年9月30日条例第32号
平成27年3月27日条例第12号
平成28年3月25日条例第27号
平成29年12月22日条例第22号
平成30年3月27日条例第11号
平成31年3月27日条例第17号
令和3年3月26日条例第15号

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例

岩倉市母子家庭医療費助成条例（昭和53年岩倉市条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図り、福祉の向上に寄与するため、医療費の一部を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（受給資格者）

第2条 この条例により、母子・父子家庭医療費（次項第5号を除き、以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、岩倉市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以降引き続き小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）

（2）法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

（3）前2号に掲げる者に現に扶養されている児童

（4）法附則第3条第1項に規定する父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

（1）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から10月までの間にあつては、前前年とする。）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から10月までの間にあつては前前年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童

（2）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）

（3）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

（4）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者

（5）岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）により医療費の支給を受けることができる者

（6）岩倉市子ども医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第3号）に規定する受給資格者（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもに係る受給資格者を除く。）

（7）法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

- 3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。
（居住地特例）
- 第2条の2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、岩倉市の区域外に住所を変更したと認められる前条第1項各号に該当する者については、前条第1項の規定にかかわらず受給資格者とする。
- 2 病院等に入院等をしたことにより、岩倉市の区域内に住所を変更したと認められる前条第1項各号に該当する者については、前条第1項の規定にかかわらず受給資格者としなす。
- （受給者証）
- 第3条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより、母子・父子家庭医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。
（受給者証の提示）
- 第4条 前条の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）が次条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。
（支給の範囲）
- 第5条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。
- 2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。
（支給の方法）
- 第6条 前条第1項の規定による医療費の支給は、当該医療費を医療機関等に支払うことによつて行ふ。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。
（届出義務）
- 第7条 受給者は、氏名若しくは住所を変更したとき又は規則で定める理由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
（損害賠償との調整）
- 第8条 市長は、受給者が、疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。
（不正利得の返還）
- 第9条 市長は、偽りその他不正の手段により、医療費の支給を受けた者がある場合は、支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。
（権利の譲渡等の禁止）
- 第10条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
（規則への委任）
- 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
（施行期日等）
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年7月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正前の岩倉市母子家庭医療費助成条例第2条に規定する受給資格者が、昭和53年6月1日から6月30日までの間に医療に関する給付を受けた場合の医療費の助成については、なお従前の例による。
（受給資格に関する特例）
- 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条第1項及び第2条の2第1項の規定にかかわらず、受給資格者としなす。
- 附 則（昭和57年条例第10号）
この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 附 則（昭和57年条例第42号）
この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 附 則（昭和61年条例第20号）
この条例は、昭和61年8月1日から施行する。
- 附 則（平成3年条例第22号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。
（岩倉市高齢者医療費支給条例の一部改正）
- 2 岩倉市高齢者医療費支給条例（昭和57年岩倉市条例第37号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 附 則（平成15年条例第10号）
この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則（平成16年条例第6号）
この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第24号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、出生の日以後4年（出生の日が月の末日以外の日である場合にあつては、出生の日以後4年を経過する日の属する月の末日）を経過した者のうち、改正前の岩倉市母子家庭等医療費助成条例による受給者である者については、この条例の施行後においても、改正後の岩倉市母子家庭等医療費助成条例による受給者とする。

附 則（平成20年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月30日条例第32号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第27号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第22号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日条例第11号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第15号）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第3項の規定は、令和3年3月1日から適用する。
-